

第2弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券発行事業 実施要項

1. 目的

電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市民の家計を支援するとともに、市内経済の活性化を図るため、市内の店舗等で利用できる応援券（商品券）を発行する。

2. 事業の概要

- (1)応援券発行者 十和田市
- (2)実施主体 十和田市
- (3)事業受託者 十和田商工会議所

3. 応援券の概要

- (1)名称 第2弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券
- (2)発行冊数 約5万9,000冊
- (3)発行総額 約2億9,500万円（1冊5,000円分×約5万9,000冊）
- (4)応援券構成 1枚500円×10枚綴り
内訳…中小専用券（中小取扱加盟店のみ利用可）6枚
共通券（大型店を含む全取扱加盟店で利用可）4枚
- (5)受領対象者 基準日において十和田市に住民登録している人、1人につき1冊
- (6)配付方法 十和田市が発行・配付する引換券との引換により配付
- (7)引換期間 令和5年7月20日(木)～令和5年11月30日(木)
- (8)引換場所 十和田市内の取扱郵便局（14局）の郵便窓口
※十和田、奥瀬、藤坂、大深内、十和田湖、四和、深持、焼山、陸奥沢田、切田、十和田穂並町、十和田西二十二番、十和田大学前、十和田元町の各郵便局
- (9)利用期間 令和5年7月20日(木)～令和5年11月30日(木)
- (10)利用場所・内容 応援券取扱加盟店（※詳細後述）で購入することができる商品・役務等
- (11)利用対象外
 - ①金券（ビール共通券・清酒券、おこめ券、旅行券、乗車券、切手、収入印紙、プリペイドカード、図書カード（券）、自社発行の商品券等）、貴金属、有価証券等の換金性の高いもの。
 - ②たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
 - ③出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。
 - ④事業活動に伴い利用する原材料、機器類及び仕入れ商品等。
 - ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わるもの。
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ。
 - ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に係るもの。
 - ⑧特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの。
 - ⑨取扱加盟店が独自に利用対象外と定めたもの。
 - ⑩その他、十和田市長が不適当と認めるもの。
- (12)利用範囲等
 - ①応援券は、原則、取扱加盟店との間における対象商品の購入等の取引においてのみ利用できる。
 - ②応援券を現金に換金することはできない。
 - ③①にかかる取引金額が額面に満たない場合でも釣銭の支払いはできない。
 - ④利用期限を経過した応援券は無効とする。
 - ⑤配布後の受領者管理下における応援券引換券及び応援券の紛失、盗難等に対して、発行元は一切の責を負わない。
 - ⑥応援券が破損・汚損した場合は、4/5以上の面積が確認できるものは利用できる。ただし、極端に汚損している場合は利用できない場合もある。

4. 取扱加盟店

(1) 加盟資格

十和田商工会議所の会員事業所であり、十和田市内で本要項3(10)及び(11)に定める商品の購入等の取引を行うことができる事業者及び店舗。
但し、次の事業者及び店舗は除く。

- ①十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第3号に掲げる暴力団員等、また、暴力団等と密接な関係を有する者及び金品の供与等暴力団等の活動の支援に当たる等の行為を行っている者。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。

- ③特定の宗教または政治団体と関わる者。
- ④法令または公序良俗に反する営業を行う者。
- ⑤その他、十和田市長が不適当と認める営業を行う者。

(2) 加盟店登録

別に定める募集要項により取扱加盟店を募集し、応募した事業者の登録を認める場合は当該事業者に登録証を交付する。

(3) 店舗区分

- ①大型店…大規模小売店舗立地法（新大店法）及び大規模小売店舗法（旧大店法）に基づき、店舗面積が1,000m²を超える店舗

- ②中小店…店舗面積が1,000m²未満の店舗

(4) 遵守事項

取扱加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。遵守事項に反する行為を行った場合は、当該取扱加盟店の登録を取り消す。

- ①本要項3(12)①に定める行為において応援券の受取を拒んではならないこと。
- ②取扱加盟店であることが明確に伝わるよう、利用者が見えやすい場所に、取扱加盟店ポスター等を掲示すること。
- ③登録内容に変更が生じた場合は、速やかに十和田商工会議所（事業受託者）へ届け出ること。
- ④利用対象商品等のうち、対象外とする商品等、又、他割引企画との併用不可、ポイント加算対象外等の独自の設定を行う場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること。
- ⑤別に定める応援券取扱説明書に規定する応援券の取り扱いに関する事項を遵守すること。
- ⑥十和田市（実施主体）及び十和田商工会議所（事業受託者）が本事業に関する依頼または調査等を行う際は、真摯に協力すること。
- ⑦その他、本事業の趣旨及び本要項に定める内容に反すると認められる行為を行わないこと。

5. 応援券の換金

(1) 換金手続

- ①本要項3(12)①に定める行為により利用された応援券について、当該取扱加盟店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払う。
- ②前項の規定による支払いを受けようとする取扱加盟店は、別に定める応援券取扱説明書による換金手続にかかる処理を施した上で、換金依頼書とともに提出し、換金の申し出を行う。
- ③換金は、取扱加盟店の指定する預金口座への振替による方法とし、口座振替は、別に応援券取扱説明書に定める期間・日程に従い、換金の申し出のあった応援券について行う。尚、口座振替にかかる手数料については、取扱加盟店には求めない。
- ④換金手續は定めた期間内で行われなければならず、期間外の申し出は受け付けない。ただし、十和田市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

《令和5年6月1日制定》